

琉球大学学術リポジトリ

沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684

沖繩開発庁

④

50
12
19

経典發行

の考え方

⑧

50
12
19

沖縄における米請求権の処理に關し、外務省アメリカ局
北米一課令事務官に對し、下記連絡を(50.12.19.済)

1. 沖縄返還協定中4条中2項及び中3項を処理している在沖米

国境開の閉鎖の問題に關し、協定中4条中2項及び中3項

に該当する事業に米申請を付しているものが、又当該米

開の裁定状況及び裁定内容に問題がないかを把握し

判断すべきものと思われ、この問題等は基本的に

に外務省及び沖縄県が密接に連絡をとりつつ調査を

てあり、残るべき問題は適切に処理願いたい。

2. 沖縄開発庁としては、請求項目のうち、土地復元補償と境

界設定補償の2項目に關し、去る9月末防衛施設庁が提

出された報告書を基礎に研究しているところであるが、この報

告書によれば、協定中4条中2項のいわゆる放棄請求権に

關し、請求を付しているものうち、本来協定中4条中2項又は中3項

に該当するものが多数混入しているように思われる。

具体的事例として、少くも、上本部飛行場(約700筆)及び

補助飛行場(約400筆)及び伊江島補助飛行場(約2400筆)等

に關し、接收及び返還の期日の協定中4条中3項に該当する

疑念極めて強く、更にこの他、米申請の数が相当数と思われ

るが、防衛施設庁の標況調査では、これが明らかにならない。

3. これらの事業は、その実態を早急に把握する必要があるが、沖

縄開発庁としては、既に提出されたいわゆる放棄請求権の補

償請求に關し、従前防衛施設庁が調査を行ってきている事

に鑑み、現年度に關し、調査費を予算計上し、明年度

予算でこれを要求している状況もあり、且つ沖縄開発庁が
予定している明年度の調査は請求事業を個別に精査する
ものではなく、請求事業の具体的な個別審査は明後年度と
なることも予想される。
4. いわゆる放棄請求権の国内措置は云ふまでもなく、沖縄
開発庁が単独に決め得るものでなく、当庁としては
内閣審議室が中心になり関係省庁との協議により
統一性ある処理方針を策定すべきものと考えているが、後
来のような処理方針を決定する場合は、それと協定
第4条第1項の放棄した請求権事業の処理を目的と
するものであり、協定第4条第2項、第3項に該当する
事業は当然、考慮の対象とならなむものと思われ、仮に

被害者に対し補償金若しくは見舞金として何等かの金
額を支払うことなるとしても協定第4条第2項、第3項
に該当する事業を支払いの対象とすることは極めてむづか
しい。ほかに不可能と云えるのではないかと認めらる。
5. 以上述べたところから、現在国に提出されている請求事業
のうち協定第4条第2項、第3項に該当する事業を選別
し、米側に請求するのではなく、米側の処理機関が開鎖し
た場合は将来において極めて重大な問題が惹起するもの
と懸念されることとなっている。放棄請求権の取扱いに
関し、国が早急に実態を調査し方針を定める必要があることは
勿論である。しかし、国側の措置が遅延していること
を理由に上記の事業の選別と米側への請求を曖昧に

遷延することは、次の理由により許されないと考えらる。
 とも上記協定中4条中2項及び中3項の差別の向題は協定
 に分類規定がある以上請求者側において専断を分類し
 せよとの処理機関に請求すべきものと考へられ、当面、
 当事者が分析している土地復元補償と境界設定補償に限
 つて言えば、土地接収の一方の当事者として自己の土地が接
 収されるとは返還を履行する期日は当然知り得ることと
 あり、1950年7月1日以後に接収されたものは協定中4条
 中2項に該当する可能性が強く、又1961年7月1日以後
 に返還された土地は協定中4条中2項及び中3項に
 該当する可能性の強いことは容易にわかることである。
 接収期日や返還期日が上院期日に近いケース、又

事実の具体的内容によつては、協定中4条中2項又は中3項
 に該当するものが判然としないものがあることも予想され
 が、中からついても、土地使用の一方の当事者としての米軍
 の立場と比較し、国は土地使用の直接の当事者である
 から、その向の要求の確認は米軍に比べ正確を期す
 べいと考へる。従つて、協定の規定に従い、米側が
 処理すべきケースの明白なケースは勿論、該当するが疑わしい
 ケースについても請求者側において、差別し、国の処理方
 針の如何を別とし、先づ米側に事実調査を求めよと
 考へる。しかる後、国は米側の事実認定及び
 処理内容を踏まへ、国内措置を検討するものと
 考へる。以上の趣旨に従い、当庁は現在沖縄県に

対し、国内提出された事業のうち協定中4条2項及び3項に
該当するもの及び該当する疑いのある事業を懸念し、米側へ
請求するよう請求者を指導するに努めたい。また、
6.次に米側の処理機関の閉鎖の問題については、満
ちたこと、既に米側に請求した事業に限り、米側
林況及び裁定内容が明らかでないことである。
2055裁定林況の問題については、未裁定のものがある。漫
ろに申し、243が上記機関の閉鎖の直前の裁定
と行った場合、請求者側の異議申立の程度を考慮し、
奮い、大なる不満を残さず、米側はその処理を打切る
こととなる事が懸念される。
又、裁定内容の問題については、米側が却下した事業は

理由の如何を問はず直ちに国内措置に反映させるか
は、既に大なる疑問のあるところであり、米側が却下し
納償措置が行われない事業に於て将来の国内措置
との関連を考慮し、その却下理由の分類と事業件数
を明らかにする必要があるとされており、然る後米側の
処理機関の閉鎖の諾否が決定されるべきものと考えら
る。以上を要するに、放棄請求者の国内措置は関係有りの
協議により方針を決定すべきものと思われ、当面紳紳
由米方が研究している土地償還補償と境界設定補償
の2項目の両方の分析から問題点を指摘したのであり、
(ア)上記5の沖縄県における築別作業に要する期間
(イ)上記6の米側の処理内容に問題がないかを

静かに 米側の提案について 十分の検討願いたい

其の